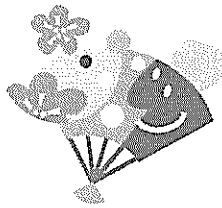


TEL 095-825-1132  
FAX 095-827-3658  
E-mail [info@nagatakaikai.co.jp](mailto:info@nagatakaikai.co.jp)  
URL <http://www.nagatakaikai.co.jp/>



## 恵まれていても不幸ですか？

新年おめでとうございます。謹んで新年のご挨拶を申し上げます。  
本年もどうぞよろしく願いいたします。

皆様は現在の日本の経済状況は、国民にとって不満足、あるいは不幸だとお考えになりますか。私は、この20年来続いてきたマスコミの論調と同じく、そう言わざるを得ないと感じていました。しかし、経済協力開発機構（OECD）が、加盟各国の国民の暮らしの「幸福度」を評価した結果をみて、考え直す必要を感じています。この評価のなかで、生活に満足している日本人は40%（OECD加盟国平均59%）と非常に低いものでした。しかし、OECD平均よりは少ない時間働いて、多く稼いで、たくさん貯めている・・・日本人の家計可処分所得は23,210ドル（平均22,484ドル）、家計資産は70,033ドル（平均36,808ドル）、さらに年間労働時間は1,714時間（平均1,739時間）・・・なのに満足度は低いのです。



幸せなフリをする  
永田の図

OECD加盟30カ国は、経済先進国です。それと比べても経済的に恵まれているのに幸福感がないのは、お金だけでは人は幸福になれないということなのでしょう。

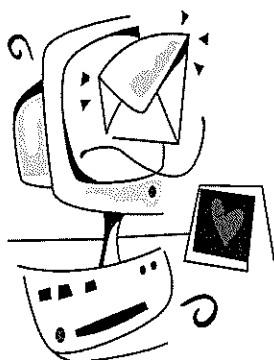
読売新聞社が実施した、「あなたにとって『幸福』とはなんですか」という調査でも、健康なこと、幸せな家庭生活、良い友人を持ったり人々と仲良く暮らしたりすること等が上位で、経済的に豊かなことは下位でした。

私の経験の中でも、恵まれた給与をもらっているのに雇用条件に不満をもつ人たちを見てきました。それでも事業活動においてお金が欠かせないものであることに変わりはありません。したがって、経営の目標の第一段階は「お金を稼ぎ続けること」だと言われます。

しかし、お金を稼ぐだけが目的ではなく、事業を継続することで、雇用を維持し、顧客に製品とサービスを届け、税金も応分に納めて、ひいては社会に貢献することも目的としているはずです。

事業活動の中で、従業員やお客様に少しでも満足感や幸福感を広げるために、お金以外にも何ができるのかを考え実行すること、それが事業経営にあたる方々に求められているのではないのでしょうか。その問いに対して私が今もっている回答は、「正しい事業目的を掲げて、それに向かって従業員が一体となって取り組んでいくこと」ですが、皆様はどうお考えですか。

## 経営に役立つメールマガジン



永田経営グループでは、定期的に皆様のお役に立つような記事をメールマガジンでも発行しております。

経営、労務、税務、会計、マーケティング、業種別情報等様々な情報を提供させていただきます。

全て2、3分程度で読め、すぐ実践していただける内容ばかりです。ぜひ、ご覧ください。

なお、配信ご希望の方は、[mm@nagatakaikai.co.jp](mailto:mm@nagatakaikai.co.jp)宛に、会社名、お名前を記載の上、空メールを送信してください。

パソコン用メールアドレスのみとなりますので、ご了承ください。

## 医療費控除の対象となるもの、ならないもの

年末から年始にかけて、個人の税金に関するご相談をよく受けます。  
よく受ける相談として「これは医療費控除の対象となりますか。」というものがあります。  
医療費控除の対象となるもの、ならないものの判断に迷う方が多くいらっしゃるようです。

そこで今回は、確定申告時期に向けて多くの方々が気になる「医療費控除」の対象となるもの、ならないものについてお届けします。

### 医療費控除とは

自分自身や家族のために医療費を支払った場合に、その医療費の合計額が10万円を超えるときは、その超える部分の金額(上限200万円)を所得金額から控除することができます。  
これを医療費控除といいます。この場合の家族とは、生活費が一緒の配偶者その他の親族に係る医療費を指しますので、例えばご自身の両親に係る医療費を負担した場合であっても、生活費が別であればその医療費はご自身の医療費控除の対象とはなりません。

また、医療費控除の対象となる医療費とは、診療費、薬代、入院費などを指します。

### 医療費控除の対象となるものならないもの

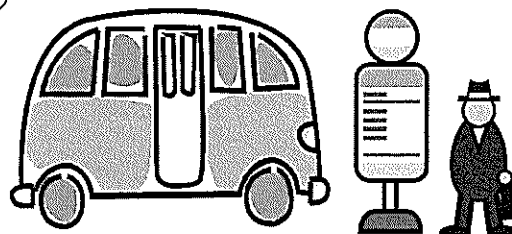
#### 対象となるものの例

ドラッグストアで購入した風邪薬代  
入院時のシーツクリーニング代、手術着代  
差額ベッド代(症状によるもの等一定の事由が対象)  
おむつ代(寝たきりの場合。証明書が必要)  
通院のための交通費(公共交通機関を利用) など



#### 対象とならないものの例

疲労回復、健康増進のためのサプリメント代  
入院中に外泊許可を受けたときの帰宅旅費  
治療を受けるために直接必要としない近視や遠視のための眼鏡等の購入費用 など



医療費控除として所得金額から控除できれば、その分支払う税金が安くなります。  
なお、実際に確定申告をする場合は、領収書等の書類が必要です。まずは家中の領収書等をかき集めることから始めましょう！